



# 第1章 生涯学習推進計画策定の趣旨

1. 生涯学習とは
2. 生涯学習推進計画の策定



# 1. 生涯学習とは



## 生涯学習って、なあ〜に??

### (1) 生涯学習の理念

生涯学習という言葉は、“人々が生涯に行うあらゆる学習”すなわち、学校教育や社会教育という枠の中で組織的に行われる学習だけでなく、スポーツ・レクリエーション活動、文化活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味等、さまざまな機会において行う学習の意味で用いられます。さらに、学習場所も学校教育施設・社会教育施設・スポーツ施設・児童館・カルチャーセンター・企業等、広範囲にわたります。

また、平成18年に改正された教育基本法では、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と生涯学習の理念（第3条）が定義されています。

◎生涯学習の位置づけ◎



※教育基本法

日本の教育の根幹をなす法律で、昭和22年3月31日に施行された。その後59年間にわたり改正が行われなかったが、平成18年には全部が改正され、同年12月22日公布・施行された。

### (2) 成果を活かす

生涯学習の理念（教育基本法第3条）の“成果を適切に生かすことのできる社会の現実”を国の生涯学習審議会の答申（平成4年）では“生涯学習社会”と呼び、「人々が、生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が社会において適切に評価される」社会であるとされています。

学習は一人ひとりの能力を向上させるだけでなく、社会を支え発展させ、社会全体の活性化につながるものです。生涯学習社会の実現に向けて、各人が学習したことが社会で生かされ、社会全体を発展させていくための持続可能な仕組みづくりが必要であるといえます。

※生涯学習審議会

旧文部省に設けられていた審議会で、平成13年の中央省庁再編により中央教育審議会に統合された。生涯学習審議会の所掌事務は中央教育審議会生涯学習分科会に引き継がれている。



「生涯学習・生涯スポーツに関する市民意識調査」から見える！（平成26年度実施）

### 【コラム】 蕨市民の生涯学習・生涯スポーツの意識

「生涯学習・生涯スポーツの言葉のイメージ」について、約95%の人が「年齢を問わず生涯を通じて学ぶこと」「生きがいがづくり」「趣味や教養を高めること」等、何らかのイメージを持っており、“生涯学習・生涯スポーツ”という言葉の概念が多くの市民に定着していることがうかがえます。

また、「過去1年間に生涯学習・生涯スポーツの実施の有無」については、約60%の市民が何かしらの活動をしており、この数値は平成16年度の同調査から10ポイント上昇していることから、生涯学習・生涯スポーツの広まりが見て取れます。

生涯学習・生涯スポーツに関する市民意識調査

平成26年9月1日を調査日として実施。客体は無作為抽出された市内在住の16歳以上の男女1,000人（回収率35.6%）。集計結果は15ページを参照のこと。



## 2. 生涯学習推進計画の策定



なんのために、生涯学習推進計画をつくるの？

### (1) 計画の目的

蕨市では、平成10年4月に「蕨市生涯学習推進計画（平成10～15年度）」を策定し、“学びあいで人とまちの未来を拓く”を基本理念に生涯学習の推進を図ってきました。

その後、平成18年1月には“みんなでつくる 学びを人とまちに活かす 生涯学習のまち”を計画の目標とする「第2次蕨市生涯学習推進計画（平成17～26年度）」を策定、平成23年3月にはその間の社会情勢や生涯学習の方向性等の変化に対応した「改訂 第2次蕨市生涯学習推進計画（平成23～26年度）」を策定しました。

近年、趣味や学習活動・地域活動への参加を望む市民の声のさらなる高まりとともに、学習内容に対する要求が高度化かつ多様化してきました。情報化や少子高齢化等の社会情勢や生涯学習を取り巻く環境の変容への対応、また、第2次蕨市生涯学習推進計画の計画期間の終了（平成26年度）、埼玉県生涯学習推進指針の策定（平成25年3月）、「コンパクトシティ蕨」将来ビジョンの策定（平成26年3月）を受け、今後の蕨市における生涯学習推進の方向性を定めるものとして、このたび「第3次蕨市生涯学習推進計画」を策定します。

#### ※蕨市生涯学習推進計画

平成10年4月策定、計画期間は平成10～15年度の6年間。  
 ・基本理念「学びあいで人とまちの未来を拓く」  
 ・基本目標「いつでも、どこでも、だれでも、自発的意欲に基づき学び、豊かで充実した人生を築く生涯学習社会をつくります」

#### ※第2次蕨市生涯学習推進計画

平成18年1月策定、計画期間は平成17～26年度の10年間。  
 ・基本理念「一人一人の尊重・市民との協働・学習成果の還元」  
 ・目標「みんなでつくる“学びを人とまちに活かす”生涯学習のまち」

#### ※改訂 第2次蕨市生涯学習推進計画

平成20年の社会教育法改正と、第4次蕨市総合振興計画の改訂基本計画に対応し、平成23年3月策定、計画期間は平成23～26年度の4年間。

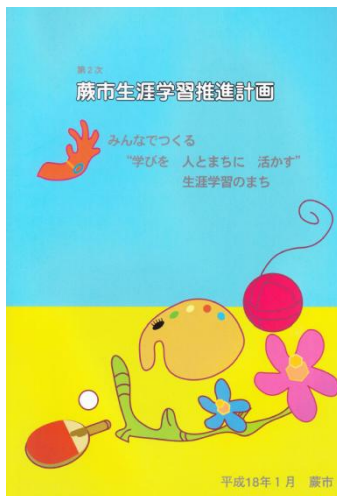
#### ※「コンパクトシティ蕨」将来ビジョン

これまでの総合振興計画に代わる計画として市民と共有すべき蕨市の未来を描いたもので、平成26年3月策定。計画期間は平成26～35年度の10年間。

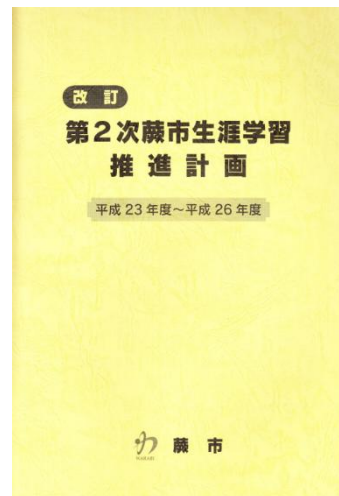
まちづくりの理念を「みんなで未来の蕨を創る」と定め、まちの将来像を「安心とにぎわい みんなに愛あふれる 日本一のコンパクトシティ蕨」と掲げている。



▲蕨市生涯学習推進計画  
（平成10年4月 策定）



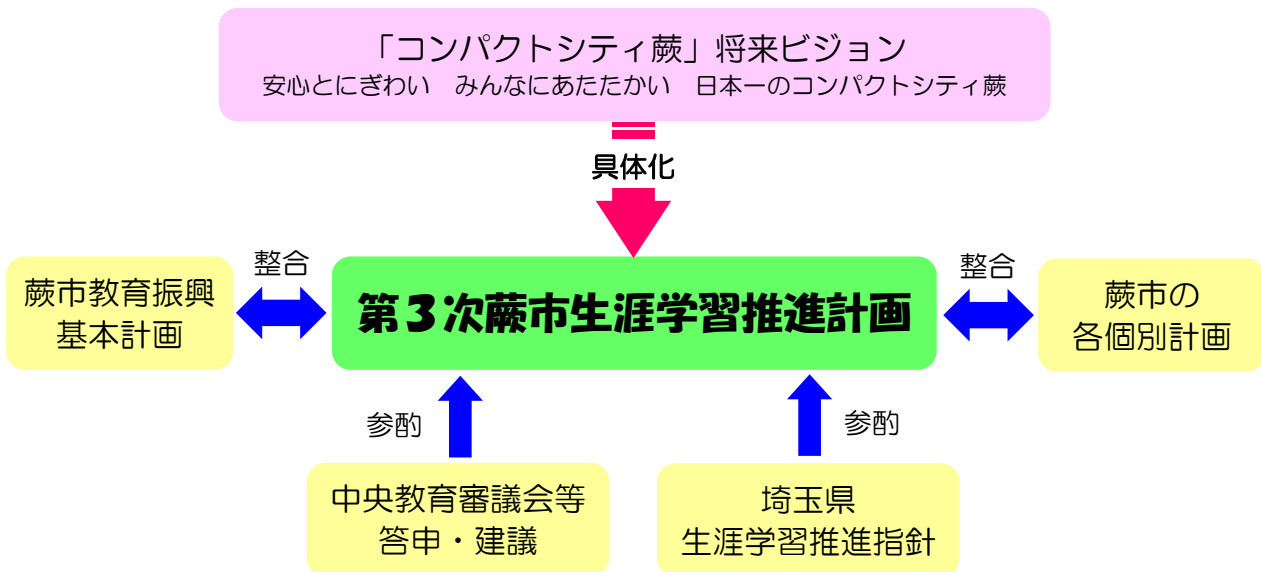
▲第2次蕨市生涯学習推進計画  
（平成18年1月 策定）



▲改訂 第2次蕨市生涯学習推進計画  
（平成23年3月 策定）



## (2) 計画の位置づけ



この計画の位置づけは、「コンパクトシティ蕨」将来ビジョンの“生涯学習に関する”施策を具体化するための個別計画とします。

また、平成26年度（平成27年3月）に新たに策定される蕨市教育振興基本計画や、他の個別計画との整合性を図ります。さらに、国の中央教育審議会等の答申・建議や埼玉県生涯学習推進指針を参酌することとします。

### ※蕨市教育振興基本計画

蕨市のめざすべき教育の姿と、取り組むべき施策の方向性を明らかにし、教育行政を計画的に推進するため、平成27年3月に新たに策定。計画期間は平成27～31年度の5年間。

### ※中央教育審議会

文部科学省に置かれている審議会で、文部科学大臣の諮問に応じて、教育の振興、生涯学習の推進、スポーツの振興などに関する重要事項について調査審議し、また大臣に建議することを任務とする。

## (3) 計画の範囲

生涯学習とは、学校教育や社会教育といった枠にとらわれない、生涯にわたって行うあらゆる学習活動です。

よって、この計画の対象とする範囲は、教育・文化・スポーツ・レクリエーション・福祉・保健・環境衛生・防災・まちづくり等、市民を対象として蕨市が実施する、さまざまな分野の学習事業とします。

## (4) 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成36年度のまでの10年間とします。

ただし、社会情勢や生涯学習を取り巻く環境の変化、国・県・市の生涯学習施策の方向性等の状況により、計画期間の途中でも必要に応じて見直しを行います。